

第 2 3 6 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、異議申立ての対象となる行政文書に記載されている区民サービス協力員の採用に関する評価者（以下「評価者」という。）の人数（以下「本件情報」という。）を非公開とした決定は妥当ではないので公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成27年 1月26日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、区民サービス協力員の採用に関する下記の文書の公開請求を行った。

- (1) 平成26年12月 1日から同月15日までに応募した総数及び男女比（以下「本件公開請求①」という。）。
- (2) 同月23日実施済の一次選考試験の合格者数及び男女比について分かるもの（以下「本件公開請求②」という。）。
- (3) 平成27年 2月 3日から同月 5日までに実施予定の面接テスト該当者への招集通知について分かるもの（以下「本件公開請求③」という。）。
- (4) 上記の区民サービス協力員を登用するに至った事の分かるもの（以下「本件公開請求④」という。）。

2 同年 3月11日、実施機関は、上記の公開請求に対して、本件公開請求①及び本件公開請求②のうち男女比については、請求の対象となる行政文書を作成しておらず不存在であることを理由として、本件公開請求①のうち総数、本件公開請求②のうち合格者数、本件公開請求③及び本件公開請求④については、下記(1) の行政文書を特定し、下記(2) の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

(1) 特定した行政文書（以下これらを「本件行政文書」という。）

ア 区民サービス協力員採用試験 1次試験通過者の決定について（請求に係るもの）

イ 区民サービス協力員採用選考の実施について（請求に係るもの）

(2) 非公開事由

条例第 7条第 1項第 5号に該当

請求に係る行政文書のうち、通過基準点、配点等は公にすることにより将来の同種の事務事業の遂行に支障が生ずる恐れがあるため。

- 3 同月17日、異議申立人は、本件処分のうち本件情報を非公開とした部分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、本件情報を非公開とした部分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭での意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件情報のみであれば、公開しても事務事業の遂行に支障が生ずることはない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

非常勤職員の採用事務の公平性及び公正性を確保するため、本件情報については、受験申込者をはじめ何者からの照会にも回答していない。

したがって、条例第 7条第 1項第 5号に該当する。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書のうち、本件情報が条例第 7条第 1項第 5号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 区民サービス協力員の選考について

- (1) 区民サービス協力員は、本市16区役所及び 6支所に配置している嘱託員

であり、毎年度数十名が委嘱期間満了を迎えることにより、区民サービス協力員の採用に係る試験（以下「本件試験」という。）を実施している。

(2) 当審査会の調査に対して、実施機関は次のとおり説明をしている。

ア 本件情報は、募集要項等において公表されておらず、一般の受験者はその選考方法をあらかじめ知らされることなく受験に臨んでいる。本件情報を公開するとすれば、公開を受けた者は非公表である選考方法の一部を知ることになり、その者又はその者から情報を得た者が本件試験を受験した場合、その選考に係る予備知識の有無の点で一般の受験者との間に差が生じ、公平性及び公正性を損なうことになる。

イ 区民サービス協力員の事務は、反復継続的なものであることから、本件試験終了後であっても次期の試験にあたり、上記アと同様の問題が発生する。

4 条例第 7 条第 1 項第 5 号該当性について

本件行政文書のうち、本件情報が条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、本市又は国等が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障を及ぼす場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報は、本件試験に関する情報であり、本市が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかである。

(3) 次に、本件情報を公にすることにより、本件試験に関する事務の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすか否かについて判断する。

(4) この点、実施機関は、上記第 4 のとおり主張しており、また上記 3(2) のとおり説明している。

(5) しかし、本号に規定する本市等の事務事業の遂行に及ぼす支障とは、実質的、具体的であることが必要であり、当該支障が生ずるおそれの程度も、抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められるものに限られるところ、上記の実施機関の主張及び説明によっても、本件情報を公

にすることによる本件試験の事務遂行上の支障が実質的、具体的になったとは言えず、本件情報を非公開とすることが妥当であると認めることはできない。

(6) したがって、本件情報は、条例第 7 条第 1 項第 5 号に該当するとは認められない。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成27年 5月13日	諮問書の受理
6月 8日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
7月10日	実施機関の弁明意見書を受理
7月27日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知
7月27日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述等申出書を受理
平成30年 5月18日 (第 8回 第 1小委員会)	調査審議
6月21日 (第 9回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
平成31年 3月22日 (第15回 第 1小委員会)	調査審議
令和元年 5月 9日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久